

播磨町地域福祉計画

播磨町成年後見制度利用促進基本計画

播磨町再犯防止推進計画



令和6年3月

播磨町

第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・背景

平成 12 年（2000 年）4 月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある人への支援制度として成年後見制度（民法改正による）、日常生活自立支援事業（厚生労働省補助制度）がそれぞれ創設されました。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が進む中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、全国的に成年後見制度の利用が少ない状況となっていたことから、国においては平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）（以下「利用促進法」という。）が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制整備に努めることが明示されました。

本町では、利用促進法が施行されたことを受け、平成 30 年（2018 年）3 月に制定された「播磨町高齢者福祉計画（第 8 次）及び介護保険事業計画（第 7 期）」及び「第 3 期播磨町障害者計画・第 5 期播磨町障害福祉計画・第 1 期播磨町障害児福祉計画」における成年後見制度の利用促進等に取り組む方針を、町の基本的な計画（播磨町成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、令和 2 年（2020 年）3 月に「播磨町成年後見制度利用促進実施計画」を策定し、具体的な検討の方向性を規定しました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、利用促進法第 14 条の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）を初年度として令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。

■ 成年後見制度等の概要

(1) 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理・身のまわりの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結・遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて3つの類型（後見、保佐、補助）があります。

	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金・相続の承認など民法 13 条 1 項記載の行為の一部ほか、申立てにより裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

② 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度で、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで任意後見人が本人を代理して契約などを行います。

(2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

播磨町社会福祉協議会が実施主体となり、認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分な人に対し、福祉サービス等の利用に関する援助等を行います。成年後見制度と異なり、本人と社会福祉協議会で利用契約を結ぶため、判断能力や援助内容に違いがあります。

《事業の対象者》

判断能力が不十分な人であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人。

《援助内容》

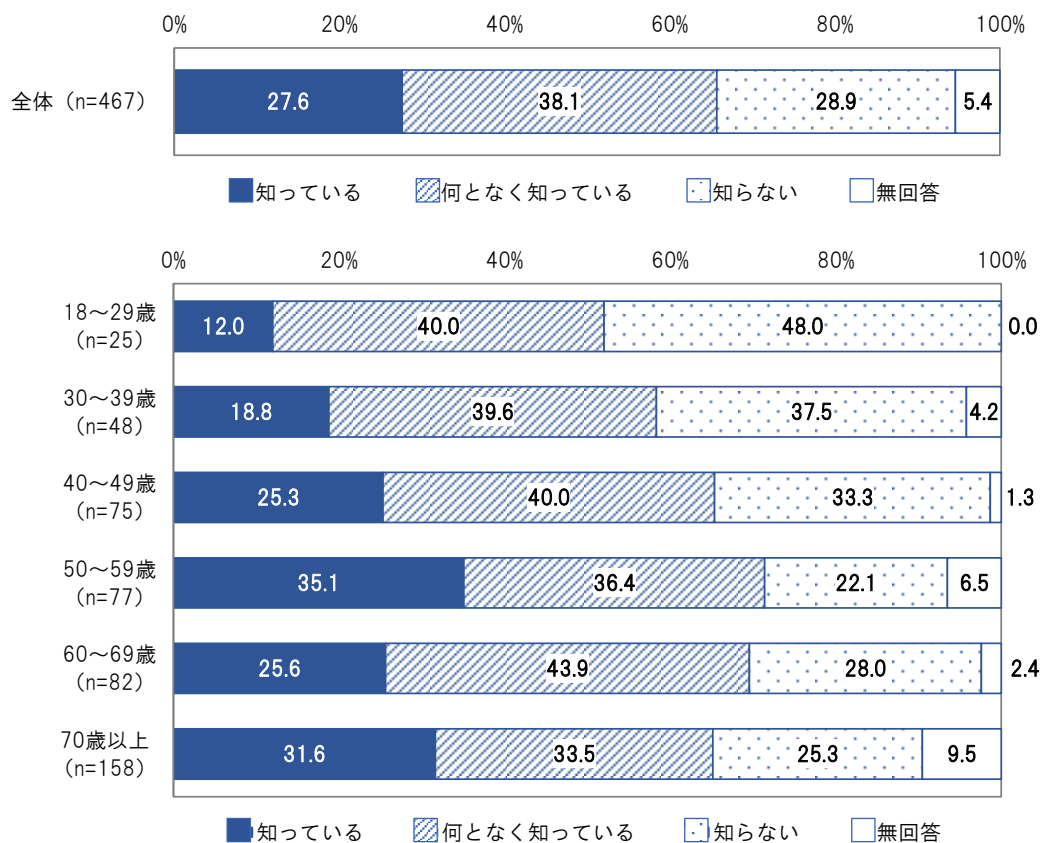
福祉サービスの情報提供や手続きの代行、日常的金銭管理、通帳等重要書類の預かり等（商品購入契約や施設の入所契約及び解約、財産の処分などの法律行為はできない）

2 成年後見制度に関する播磨町の現状と課題

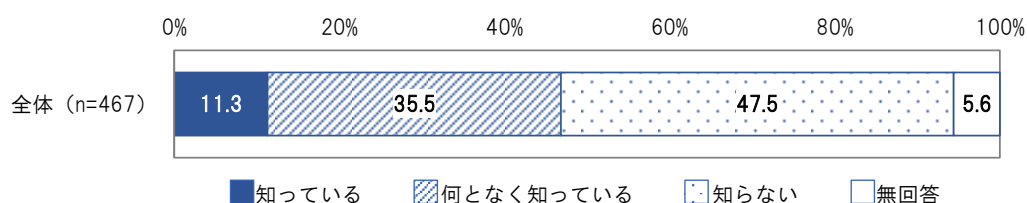
(1) 成年後見制度に関する現状

① 各制度の認知度〔アンケート調査結果報告書より〕

成年後見制度の認知度では、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）が6割以上となっているものの、「知らない」が3割近くを占め、概ね年代が下がるにつれ、『知らない』が高くなる傾向がみられます。



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の認知度では、「知らない」が半数近くを占めており、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）は半数未満となっています。



② 成年後見制度に関する相談件数等

成年後見制度に関する相談件数は令和4年度（2022年度）には89件となっており、地域包括支援センターへの相談が最も多くなっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
〔地域包括支援センター〕成年後見相談のべ人数	31	34	38	43
〔福祉会館〕成年後見専門職相談件数	—	26	20	16
〔播磨町健康福祉課窓口〕成年後見関連相談件数	18	22	33	30
合 計	49	82	91	89

③ 成年後見制度利用者の推移

成年後見制度の利用者数は近年では20人程度となっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
後見	13	14	13	13
保佐	5	5	1	3
補助	3	6	5	3
任意後見	0	0	0	1
合 計	21	25	19	20

※本人が実際に住んでいる場所（施設・病院を含む）を基準としているため、住民票上の住所と一致するとは限らない。

【資料】神戸家庭裁判所での自庁統計に基づく統計（各年7月末現在）

④ 播磨町成年後見制度利用支援事業の利用者数の推移

成年後見制度利用支援事業の令和4年度（2022年度）の利用状況は、町長申し立て件数が5件、報酬補助が4件となっています。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
町長申し立て件数	高齢者	1	2	1	5	5
	障がいのある人	1	0	0	0	0
	合計	2	2	1	5	5
報酬補助の件数	高齢者	0	0	3	1	4
	障がいのある人	0	1	2	0	0
	合計	0	1	5	1	4

⑤ 社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の利用者数の推移

日常生活自立支援事業の令和4年度（2022年度）の利用者数は13人となっています。

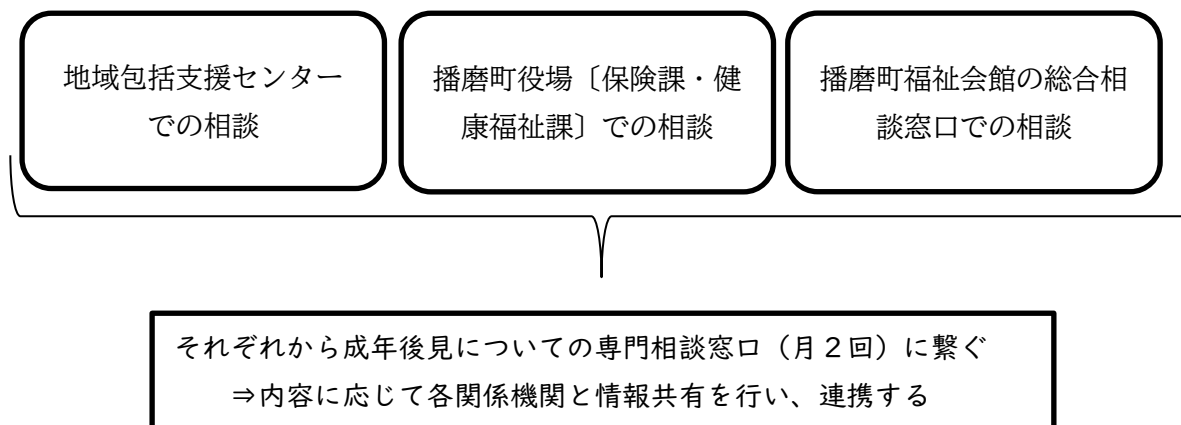
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
利用者数	13	15	16	13

⑥ 具体的な取り組み状況

本町においては、成年後見制度の利用促進に向けて下記の取り組みを行っています。

- 成年後見制度について普及啓発のための講演会や研修会の実施
- 各関係機関との成年後見情報交換会の開催（月1回）
- 困難ケースに対して、弁護士、司法書士、社会福祉士による権利擁護対応支援の実施
- 成年後見制度における町長申立てや報酬助成の実施

〔現在の相談体制のイメージ図〕



（２）利用促進にあたっての課題

播磨町の現状から成年後見制度の利用促進にあたって、主に次の課題があげられます。

- ① 成年後見制度の正しい理解を広める
- ② 早期発見・早期支援の必要性
- ③ 利用しやすい環境づくりの必要性
- ④ 市民後見人等の養成・育成の必要性
- ⑤ 本人の暮らしを支える福祉的支援の必要性

3 めざすべき姿

認知症や障がいがあることによって判断能力が十分でない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活できることをめざします。

4 取り組みの展開

(1) 成年後見制度の理解促進と普及啓発

住民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度や権利擁護などの周知や啓発を行います。また、必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

具体的な取り組み

- 啓発パンフレットの作成や講演会や研修会等の開催など
- 広報や多様な媒体を通じた、権利擁護について住民への情報提供など
- エンディングノートの作成を通じた、日常生活自立支援事業や任意後見制度、また民事信託など各種制度の認知度の向上など

(2) 相談機能の充実と利用促進

「成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備し、必要な人への成年後見制度の利用促進を実施します。

具体的な取り組み

- 相談窓口の明確化と、より専門的な相談を受けることができる体制の整備
- 住民や福祉関係者は、制度利用上でのメリット・デメリットを含めた制度の理解を深め、利用者本人が意思表示の上、意思決定できる相談支援機能の充実

(3) 地域連携ネットワークづくり

地域において権利擁護が必要な人を把握し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

具体的な取り組み

- 身近な相談機関である地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築
- 権利擁護の必要な人の早期発見、早期支援に繋ぐことができるよう情報共有やケース会議を行い、法律・福祉等の専門職や関係機関などが連携して支援を行う事ができるよう、体制を整備
- 町と社会福祉協議会は、切れ目ない支援を行うなど、ネットワークづくりを効果的に進めていけるよう連携していきます。

(4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

一定の要件を満たす人に対して実施する町長申立てについて、関係機関と連携し、迅速な対応を支援します。また、利用者が成年後見制度利用にかかる費用を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

具体的な取り組み

●報酬額などにおいて今後の国の動向を注視しながら、適切な活用を図ります。

◆成年後見制度利用支援事業とは

◎町長申立て

成年後見制度の利用を必要とする状態にあるが、申立て等を行う親族がいない場合には、家庭裁判所に成年後見人等選任のための町長申立てを行います。

◎審判請求費用の助成

生活保護を受けているなど申立てに係る費用の負担が困難な場合に、審判請求に必要な費用を助成します。

◎成年後見人等への報酬の助成

生活保護を受けているなど成年後見人等への報酬に係る費用の負担が困難な人を対象に、その全部又は一部を助成します。

(5) 中核機関の設置に向けた検討

地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、この設置や体制整備に関する検討を進めていきます。

〔めざす権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ〕 資料：厚生労働省

